

浄化槽設置整備事業補助金交付申請の手続き

申請受付開始 令和7年5月1日（木）

実績報告期限 令和8年2月2日（月）※実績報告が期限までに完了しない場合は補助を受けることができません。

重要

次のⅠ～Ⅲは、浄化槽法に記載された浄化槽管理者（所有者）の義務です。同法第12条第2項の規定による改善命令に違反した場合には同法第62条の規定により、6月以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる場合があります。

- Ⅰ 年3回以上の保守点検業者等による点検（浄化槽法第8条及び第10条）
- Ⅱ 年1回以上の清掃（同法第9条及び第10条）
- Ⅲ 年1回の法定水質検査（同法第7条及び第11条）

【浄化槽設置整備事業補助金の申請に必要な書類】

1 受付（工事着工の2週間以上前：原則12月末まで）

①補助金交付申請書

住宅を共有している場合、申請者は1人とし、共有者の承諾書を提出してください。
延床面積を記入してください。販売・賃貸目的の住宅には補助できません。また、店舗・事務所等にも補助できません。
（店舗等併用住宅でも、住居部分≧それ以外の部分の延床面積であれば補助対象となります）

②建築確認通知書及び浄化槽設置届出書

新築：建築確認済証、及び審査機関を経由した浄化槽設計書の写し
改築：適合通知書、及び審査機関を経由した浄化槽設置届出書の写し

③設置場所の案内図及び浄化槽の配置図

④住宅（借家等）を借りている方は、賃借人の承諾書

⑤浄化槽設備士免状の写し

資格取得年が昭和62年以前であれば、小規模合併浄化槽施設技術特別講習会の修了証書の写しも必要となります。
手元がない場合は再発行してもらってください。

⑥保証登録証

⑦工場生産浄化槽認定シート

⑧登録浄化槽管理票（C票）

⑨登録証

⑩浄化槽設置に係る見積書の写し（社印が押印してあり、明細がわかるものであること）

⑪7条検査及び11条検査の検査手数料の領収証の写し

※11条検査については3年分の領収証

⑫誓約書兼同意書

⑬住民票謄本（異動履歴を記載したもの）

⑭その他、市長が必要とする書類〔連名書類がある場合の一方から他方への承諾書、下水道料金の領収書、賃貸契約の写し、くみ取り又は単独浄化槽の維持管理記録 等〕

2 実績報告（2月2日までに実績報告を完了すること）

①補助事業実績報告書

②浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との契約書の写し

③工事施工写真

④浄化槽設置工事完了報告書及び浄化槽施工管理報告書の写し

⑤浄化槽設置に係る請求書及び領収書の写し（請求書の内容と一致させること）

⑥使用開始報告書、浄化槽保守点検結果書の写し

- ⑦新住所の住民票謄本（異動履歴を記載したもの）
- ⑧納税証明書又は完納証明書（転入等により課税対象がない場合にも発行可能）
- ⑨申請者の通帳のコピー（表紙をめくった見開きページで金融機関名・口座番号・口座名義人等が確認できるもの）
- ⑩その他市長が必要とする書類
し尿廃止届、浄化槽使用廃止届出書の写し等

3 補助金の交付請求

①補助金交付請求書

金額・日付欄は空けておくこと

※実績報告が2月2日に完了しない場合、申請を取り下げてください。

※書類に不備等がある場合、補助を受けることができません。

橿原市役所 環境部 資源循環課
施設名：橿原市浄化センター

TEL：0744-22-8333

FAX：0744-22-8088